平成28年11月4日 第11836号

の の 指 辞 精 更 精 精 特
する 医療 機 関 の 指 の 指 の 指 の 指 の を
<b>公 報</b> 発行 岡山県 する医療機関の指定 健康推進 環境管理 環境管理 規当 課
<b>公報</b> 発行 岡山県 する医療機関の指定 健康推進課 環境管理課 (室)
<b>公報</b> 発行 岡山県 する医療機関の指定 健康推進 環境管理 課

# ◎岡山県告示第五百六十号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一 次のとおりである。 項の規定によ

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づ 申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、

く事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十一月四日

- / 全 - - / D |

岡山県知事 伊原木 覧

太

申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

, 称 北興化学工業株式会社 : 所 東京都中央区日本橋本町一丁

Ш

IJ

、 名 代表取締役社長 中島 喜勝

在 1.发交管交可及 上田 邮题

工場又は事業場の名称及び所在地

北興化学工業株式会社岡山工場

所在地 玉野市胸上402番地

### (3) 特定施設に関する事項

区区	• • • •				分	新			設	廃			止.	
種類						46-イ 有機化学工業製品製造 業の用に供する水洗施 設 R-7-2			46-イ 有機化学工業製品製造 業の用に供する水洗施 設 R-7-2					
能					力	5.6m	1 / 時			同左				
工事着手	手 予	定	年	月	日	許可	後直ち	に		_				
工事完成	成予定年月日					工事着手後1週間 -								
使 用 開 姉	開始予定年月日						工事完成後直ちに			_	_			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並 びにその使用に季節的変動がある場合はそ の概要						連続24時間			同左					
使用時において 当該特定施設か	区			分		通	常	最	大	通	常	最	大	
ら排出される汚 水等の汚染状態	水 量 (m³/日) p H COD (mg/ℓ)						18		21.2					
の通常の値及び 最大の値並びに						0.5	~2.5	0.5	~2.5					
当該汚水等の通常の量及び最大							760		1,000					
の量	S S (mg/l)						33		57					
	油 分 (mg/ l)						32		41					
$T-N \pmod{\ell}$							17		20	同左				
T − P (mg / ℓ)							0.4		0.6	问左				
アンモニア, アンモニウム 化合物, 亜硝酸化合物及び 硝酸化合物 (mg/ l)							6.8		8					
フッ素 (mg/ l)							<0.1		55					
ホウ素(mg/l)							<0.1		14					
	ベンゼン (mg/ l)						<0.01		0.1					

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の号番号及び名称とする。

- (4) 汚水等の処理施設に関する事項 変更なし
- (5) 排水口に関する事項変更なし
- 2 縦覧の期間及び場所
- (1) 期 間 平成28年11月4日から同月25日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び玉野市役所

◎岡山県告示第五百六十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指

平成二十八年十一月四日

指定した医療機関 名

称

株式会社服部薬局西店

所 在

津山市小田中二三〇--五

地

指定年月日

平成二十八年十一月四日

畄 Щ 県 知 事

伊 原 木 隆

太

## ◎岡山県告示第五百六十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関

について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十八年十一月四日

指定を更新した医療機関

名

大手町薬局メディカルアンク アルファー薬局星の郷店

ハート薬局中島店

所 在 地

倉敷市平田四○三—一一

倉敷市中島三○一二-三

井原市美星町大倉二四六七-四

更新年月日

岡 Щ 県 知 事

伊 原 木

隆

太

平成二十八年十一月一日 平成二十八年十一月一日

平成二十八年十一月一日

## ◎岡山県告示第五百六十三号

について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関

平成二十八年十一月四日

指定を辞退した医療機関

名

称

株式会社服部薬局西店

所 在

津山市田町一一六一七

辞退年月日

岡 Щ 県 知 事

伊 原 木

隆

太

平成二十八年十一月三日

# ◎岡山県告示第五百六十四号

本文の規定により、 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 次のとおり指定居宅サー 第四十一条第一項本文及び第五十三条第一 ビス事業者及び指定介護予防サービス事

業者を指定した。

平成二十八年十一 月四日

岡山県知事

木

隆

太

事業所の 名称及び所在地

2

ステイセンタ

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

岡山県備前市鶴海二四〇一番地

社会福祉法人天摂会

2 所在地

岡山県岡 山市 東区 瀬戸町瀬戸三六番地の

三 指定年月日

介護保険事業所番号

平成二十八年十

兀

三三七一一〇〇七七

五

短期入所生活介護

介護予防短期入所生活介護

# ◎岡山県告示第五百六十五号

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十六条第一項の規定により、 次のとお

り指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成二十八年十一月四日

事業所の名称及び所在地

岡山県知·

木

太

居宅介護支援事業所ふくら

2

1 名称

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

岡山県津山市山

北四四四番地八

合同会社フクラス

所在地

岡山県津山市山北四四四番地

平成二十八年十一月

三三七〇三〇二二六一

兀

介護保険事業所番号

サービスの種類

五

居宅介護支援

# ◎岡山県告示第五百六十六号

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十八条第一項第一号の規定により、

とおり指定介護老人福祉施設を指定した。

平成二十八年十一月四日

施設の名称及び開設場所

岡山県知事

木

太

特別養護老人 ホ ム備前多聞荘

2

事業者の名称及び主たる事務所の所在地 岡山県備前市鶴海二四〇一番地

社会福祉法人天摂会

2

所在地

岡山県岡 山市 東区瀬戸町瀬戸三六番地の

指定年月日

介護保険事業所番号

平成二十八年十一月

兀

三三七一一〇〇七六三

スの種類

五

介護老人福祉施設

# ◎岡山県告示第五百六十七号

項 介護保険法 規定により、 (平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項及び第百十五条の五第二 次のとおり指定居宅サー ビスの事業及び指定介護予防サー ビスの事業

を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年十一月四日

事業所の 名称及び所在地

岡山県知事

木

太

第二鶴海荘指定短期入所生活介護事業所

2

所在地

岡山県備前市鶴海二四〇

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人岡 山県視覚障害者協会

所在地 岡山県岡

市

区

原尾島四

七

2

平成二十八年十月三十

廃止年月日

介護保険事業所番号

兀

三三七一一〇〇二〇

五

短期入所生活介護

介護予防短期入所生活介護

# ◎岡山県告示第五百六十八号

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第九十一 条の規定により、 次のとおり指定

介護老人福祉施設の指定の辞退があった。

平成二十八年十一月四日

岡山県知·

太

施設の名称及び開設場所

名称

特別養護老人ホーム第二鶴海荘

1 名称

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

岡山県備前市鶴海二四〇一

2 所在地

社会福祉法人岡

山県視覚障害者協会

が存地

二 辞退年月日

岡山県岡

市中

区

原尾島四

七一三七

平成二十八年十月三十一日

三三七一一○○一八五

兀

サービスの種類

五

介護老人福祉施設

# ◎岡山県告示第五百六十九号

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 農林水産大臣

から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成二十八年十一月四日

解除予定保安林の所在場所

木

太

岡山市東区瀬戸町弓削字奥山一〇六六の二(次の図に示す部分に限る。)

伊安林として指定された

水源の涵蓋

; f

三

「欠り図」は資を指定理由の消滅

る。)

(「次の図」 は省略し、 その図面を岡山県庁及び岡山

# ◎岡山県告示第五百七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 農林水産大臣

から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成二十八年十一月四日

太

解除予定保安林の所在場所

真庭市阿口字千光四六六九の六

三

# ◎岡山県告示第五百七十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、

納の事務を次のとおり委託した。

平成二十八年十一月四日

太

委託した事務の内容

委託を受けた者の住所及び名称

三

高梁市中原町一三八三番地

びほく農業協同組合

代表理事組合長

平 山

委託を受けた事務を行う場所

兀

加賀郡吉備中央町上竹二六四五番地五

びほく農業協同組合賀陽総合センター

五

平成二十八年十月一 日 から同年十

[四五四]家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定

次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

岡山県知事 原 木 太

脳 流 炎 行 性	の 種 類 病 畜
豚	家畜の種類
五十十平日月七成	月生
十年二	日年
患畜	患畜・疑似
一頭	頭 発 数 生
井原	発
市	生
	場
	所
二十	年 発 月 日 生

[四五五] 第四十五回採石業務管理者試験の合格者は、 次のとおりである。

平成二十八年十一月四日

格者なし

尚山県知事

伊原木

条

太

[四五六] 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年十一月四日

岡山県知事 伊原木 隆

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市秦字藤ノ木三四五ー一

許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市連島中央五丁目二九-二五ファミー

ル竹内A一〇二

許可番号

 $\equiv$ 

岡山県指令建指第一七九号

### 岡山県公報 第11836号 平成28年11月4日

札を実施する。 [四五七] 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に 0 11 次のとおり 般競争入

平成二十八年十一月四

太

購入物品名及び数量

ート型ペーンナラコン ΓŢ

2) 購入物品の特質等

育庁分)(以下 入札説明書及び28年度後期集中調達丿 「仕様書」 という。) 97 ト型パー

納入期限

納入場所 平成29年 2

28 ⊟

(4)

5)

入札説明書に

を入札書に記載する か免税事業者であるかを問わず, に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額 て落札価格とするので, 入に要する一切の諸経費を含めた額とする。 1円未満の端数があるときは, 入札金額は, 調達物品の本体価格のほか,  $\cap$ 入札者は, その端数金額を切り捨てるものとする。)を 見積もった契約金額の108分の100に相当する金額 消費税及び地方消費税に係る課税事業者である 輸送費及び仕様書に記載する作業等納 なお, 落札決定に当たっては,

 $\aleph$ 競争人札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする

(1) 平成28年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特 品の売買, 定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用され る契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格(平成28年岡山県告示第45号 「資格告示」という。) 修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格,資格審査の申請手続等。 に定める資格をいう。)

# 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第2項の規定に該当

# 3 競争入札参加資格の申請手続

格告示に基づき申請手続を行う Ì  $\sim$ (1)の資格を得ていないものは,

(1) 申請書の入手先, 提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班 (岡山県庁2階)

第11836号

**直話 (086) 226-7538** 

(2) 申請書の提出期限

平成28年12月5日(月)正午

# 4 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所, 入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

00-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県公報

岡山県出納局用度課調達班(岡山県庁地下1階)

電話 (086) 226-7540

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

## ア 父付期間

平成28年11月 (平成元年岡山県条例第2 4 II (金) から同年12月 IJ 条第1項に規定する県の休日を除く。) Ш  $(\mathbb{H})$ SH SH (岡山県の休日を定める

## イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

平成28年11月4日

交付する入札説明書等は, 返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し, 郵送による交付を希望する場合は, 注意する 続297ミ  $\subseteq$ X 交付に必要な期間を十分に考慮し 横210ミリ  $_{\text{C}}^{\circ}$ 重さ110グ

(3) 入札書の提出方法

持参又は郵便若 くは信書便に よる送付 **元**元 「郵送等」

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成28年12月15日 (木) 13時10分

ただし、 郵送等による場合にあっては, 平成28年12月12日  $(\mathbb{H})$ 17時を受領期

岡山市北区内山下

岡山県出納局用度課地下1階入札室

る場合にあっては, (1)の場所に提出するものとする

### か

を受け付けない。 ては, 入札開始前及び開札開始後においては,

## $\mathcal{O}_{\mathbf{J}}$ 入札者に要求される事項

送等によるものを含む。)しなければならない。 で指定する添付書類を平成28年12月5 の一般競争入札に参加を希望する者は, Ш (用) 般競争入札参加申出書及び入札説明書 17時までに, 4(1)の場所に提出

入札参加希望者は, それに応じなければならない。 契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた

### 0

入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2)

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8 号) 第131条及び第133条の規定によ

## (3)

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定に

## 4

を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札 の公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札, 無效とする 入札者に求められる義

## (5)

(6) 落札者の決定方法

最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内

(7) その何

詳細は、入札説明書による。

' Summary

.) Name and quantity of the products to be purchased

Notebook type Personal Computer 553 Units

(2) Delivery date

3y 28 February (Tuesday), 20

(3) Delivery place

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender

:10 P.M. 15 December (Thursday), 201

(5) Contact point for the notice

0kayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office Supplies

Division

Uchisange, ·ku, 0kayama— Okayama— ·ken, 700 - 8570,

Japan

TEL 086 - 226 - 754

五

落札金額

年政令第三百七十二号)に基づき、 远五 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 特定調達契約につき、 次のとおり落札者等を決定し (平成七

平成二十八年十一月四日

岡山県知·

原 木

太

名称及び数量

山空港用化学消防車

〇〇〇リット

ル

契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

落札者を決定した日 岡山市北区内山下二丁目四番六号

三

平成二十八年十月三日

落札者の氏名及び住所

兀

第一実業株式会社

東京都千代田区神田 駿河台四丁目六番地

一八九、

八六四、

 $\bigcirc$ 

〇 〇 円

(うち消費税額及び

地方消費税の

匹

〇六四、

六 契約の相手方を決定した手続

般競争入札

七 入札公告日

平成二十八年八月二十三日

# 出県公安委員会告示第百八十九

備及び能力を有すると認める者 道路交通法施行規則 安全運転管理者等講 和三十五年法律第百五号。 習の委託 (昭和三十五年総理府令第六十号) 認定の 審査を、 当該講習を行うの 以下 次のとおり 実施する。 第三十八条の三の規定によ に必要か 第百 0 八 条の二第三項

平成二十八年十一

公 員

安全運転管理者等講習

業務の内容等

項第一

号に掲げる安全運転管理者等に対する講習

2

山県公安委員会が 別途指定する場所

委託予定期間

3

平成二十九年四 か ら平成三十年三月三十一日まで

組織要件

認定を受けることが

できる者

は、

掲げる要件

れ

も該当する者とする。

(1) 道路における交通の安全に寄与することを目 とする一 団法 人 又

団法人その 他の者であること。

(2)締役、 役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認め 有する者であるかを問わず、 法人にあ 執行役又はこれ とする法人でないこと(法人でない っては、 らに準ずる者をい いずれ 当該法人に対し業務を執行する社員、 かに該当する者を役員 相談役、 者にあ 0 顧問その (業務を執行する社員、 ては、 これ 他 れる者を含む。 に準ずるも

成年被後見人若し くは被保佐人又は破産者で復権を得な

禁錮以上の 刑に処せられ、 その の執行を終わり、 又はそ  $\mathcal{O}$ 

ることがなくなっ から起算し て二年を経過し

- ウ 的 があると認めるに足りる相当な理由がある者 又は常習的に暴力的 不法行為その  $\mathcal{O}$ 罪に当たる違法な行為を行
- 工 の規定による指示を受けた者であっ て二年を経過しない 団員による不当な行為 は第十二条の 0 0 防 止等に 規定による命令 て、 当該命令 関する法律(平成三年法律第七十七号) 又は指示を受けた日 又は同法第十二条の 四第二項
- オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒
- 力 意思疎通を適切に行うことができない 心身の障害に より、 本件業務を適正に行うに当たっ と認め て必要な認知、 断
- (3)県内に事務所又は営業所 (以 下 「事務所等」 . ئ ئ
- (4)に相当する他の保険制度を含む。) 税金並びに健康保険、 厚生年金保険、 に係る保険料を滞納 労働者災害補償保険及び雇用保険
- (5)がなされてい は民事再生法 会社更生法 ないこと。 (平成十一 (平成十四年法律第百五十四号) 年法律第二百二十五号) に基づく更生手続開始の申立て又 に基づく再生手続開始の 申 <u>i</u>
- (6)県役務の提供の契約 に係る入札参加資格者名簿に登載され て
- (7) さばき場 山県収1 知事 所を確保することが から指定を受けた売りさばき人であ 条例 (昭和三十九 できること。 年岡 山県条例第二十一号) 本件業務の履行場所 第五条第一
- 設備要件

本件業務を行うために必要な資機材を本件業務の 場所に調達することが でき

ること

能力要件

- (1)ることができること。 事務所等に、 本件業務を管理する者 以下 「管理責任者」 . う。 ) を 配
- 業務 安全運転管理者等の講習に関する規程 に定めるところにより 履行場所に配置することができること うため 昭 和 四十七年岡 必 要な 人数 Ш 県公安委員会規程第 講習指導員を本件
- (3)練を行うことが 本件業務に従事す できること。 る被用者等に対 道路交通関係法令 容

## 四 認定の審査に係る手法

### 1 提出書籍

審査を受け 所定 認定審査申 -請書の ほ か 次に掲げる書

類を提出しなければならない

- 1 別途定める様式による書類
- ア 法人にあっては、役員の氏名及び住所を記載
- いっては、 役員が三1 て ることを誓約する書
- エ 三150の要件を満たしていることを誓約する書類

納入証明書等

(保険料

証明書等)

- オ 事務所等の所在地等を記した書類
- 管理責任者として指定する者及び本件業務に従事する講習指導員の てい る者 -請時 お VI て、

託開始までに確保することが決定している者を含む。)記載した名簿(いずれも申請時において確保している

- とを誓約する旨等を記した書類 場合におい 申請時におい ては、 て管理責任者又は必要な講習指導員を確保することができな 本件業務の委託 開始までに確保するための計画、
- ク 本件業務に係る資機材の調達に係る書類
- ② 申請者の様式による書類
- 法人にあっては、 定款若し くは寄附行 為又は これ らに準ずる書
- 貸借対照表、 損益計算書等 対務諸表 (申請時  $\mathcal{O}$ 直近年の 決算報告)
- ウ 内部組織体制、 職員の事務分掌、 職員数等の 組 記
- エ 岡山県収入証紙の売りさばき人の指定書の写し等
- 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、 研修等に関する内
- 法人でない 、者にあ っては、 その 他岡 Щ 県公安委員会が 必 要と認 める書類
- (3) 官公庁所定の証明書又はその写し
- T 登記事項証明書(全部事項証明書のうち、
- 成年被後見人又は被保佐人とする記録が ない
- (後見登記等に関する法律 (平成十 年法律第百五十二号)
- \*第一項に規定する登記事項証明書をいう。)
- 地方消 県税並び に市

1

配布期間

0 税額がないことに係る証明書)

⑥に該当することを証明する入札参加資格認定通知書の 写

管理責任者として指定する者に係る安全運転管理者等講習修了 ・証書の 写し

2

る条例 平成二十八年十 山県の休日」 (平成元年岡 月十 山県条例第二号) 日から平成二十九年一月十三日まで を除く。) 午前九時 項に規定する岡 から正午まで及び午後 0

後四時までの間とする。

3

岡山市北区内山下二丁目二番六号

山県警察本部交通部 交通企画課

3の提出場所に持参の

五. 認定審査申請関係書類の

平成二十八年 月 カュ ら平成二十九年 月六日までの間とする。

配布場所等

(1) 窓口配布

県警察本部交通部交通企画課におい か ら午後五時まで 配布 ( 岡 0 布期間の最終 休日を除く。 て配布する。 日 0 ·前九時 か ら正午まで及び午後 午後四時まで)、

(2)ムペ からのダウン 口

山県警察のホ ムペ ージ からダ ウ 口

ムペ アド ス http://www.pref.okayama.jp/kenkei/kenkei.htm

(3)

成二十九年一月五 を同封 0 して、 (角形二号に返信先の宛名を明記 消 印 (郵便番号七〇〇 に限り受け付ける。)。 八五一二 百四十円分の に請求 すること

六 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 認定の有効期間

認定した日から平成三十年三月三十一日までとする。 三に掲げる要件を欠

くことが判明したときは、当該認定を取り消すことがある。

問い合わせ

画山市北区内山下二丁目二番六号

山県警察本部交通部交通企画課

罒(○八六)二三四−○一一○(内線五○一三)

# 出県公安委員会告示第百九十号

設備及び能力を有すると認め 道路交通法施行規則 交通法 昭 教習所職員講習の 和三十五年法律第百五号。 (昭和三十五年総理府令第六十号) 委託に関し、 認定の審査を、 以下 当該講習を行うの 法 次のとお 第三十八条の三の 第百八 条の二第三項 規定によ

平成二十八年十一月四日

公 安 員

指定自動車教習所職員講習

内容等

法第百八条の二第

項第九号の規定による指定自動車教習所

2

山市北区御津中 Ш 兀

山県運転免許セ

3 委託予定期間

平成二十九 年 か ら平成三十年三月三十一 日 まで

組織要件

認定を受けることが

できる者は、

掲げ

 $\mathcal{O}$ 

11

ħ

も該当する者とする。

認定要件

(1) 道路における交通の安全に寄与することを目 的 とする 般社 団 法 人 又

団法人その

他の者であること。

(2)締役、 役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認め 有する者であるかを問わ 法人にあ 執行役又はこれ とする法人でないこと(法人でない っては、 0 らに準ずる者をい いずれ 当該法人に対し業務を執行する社員、 かに該当する者を役員 相談役、 者にあ 0 顧問その (業務を執行する社員、 ては、 これに 他い れる者を含む。 準ずるも

成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない もの

刑 に処せら れ その 0 執行を終わ り、 又はそ  $\mathcal{O}$ 執行を受け

- ることがなくなった日から起算して二年を経過しない老
- ウ 的 るに足りる相当な理由がある者 に暴力的不法行為その  $\mathcal{O}$ 罪に当たる違法な行為を行
- 工 の規定による指示を受けた者であっ て二年を経過しない 団員による不当な行為 くは第十二条の 六の 0 防 近等に 規定による命令又は同法第十二条の て、 当該命令 関する法律(平成三年法律第七十七号) 又は指示を受け た日 四第二項
- オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 力 意思疎通を適切に行うことができない 心身の 障害に より、 本件業務を適正 と認め に行うに当たっ て必要な認知、 断
- (3)県内に事務所又は営業所 (以 下 「事務所等」 . ئ ئ
- (4)に相当する他の保険制度を含む。) 税金並びに健康保険、 厚生年金保険、 係る保険料を滞納 労働者災害補償保険及び雇用保険
- (5)がなされてい は民事再生法 会社更生法 ないこと。 (平成十一 (平成十四年法律第百五十四号) 年法律第二百二十五号) に基づく更生手続開始の申立て に基づく再生手続開始の申立て
- (6)山県役務 の提供の 契約に係る入札 参加 資格者名簿に 登載されて
- (7)さばき場所を確保することができること。 定により知事 山県収入証紙条例 から指定を受けた売りさばき人で (昭和三十九 年岡 山県条例第二十一号) ŋ́, 本件業務 0 第五条第一 履行 場所  $\hat{\mathcal{O}}$
- (8)を構成員とする者であること。 法第九十九条第一 項に規定す る指定自動車教習所を設置する者 文は れ 5
- 設備要件

本件業務を行うため に 必要な施設及び教材を本件業務の履行場所に調達すること

ができること。

3

能力要件

- (1)事務所等に、 できること 本件業務を管理する者 以 下 「管理責任者」 う 。 ) を配置す
- 指定自動車教習所の政令で定める職員に対する講習に関する規程 公安委員会規程第四号) に定めるところによ (昭 和四

記載した名簿

の講習指導員 履行場所に配置することが (本件業務 の実施に 必要な資格、 できること。 能力等を有する者に限る。

(3)する被用者等に対 道路交通関係法令の 内容に関す

認 定の審査に係る手続

練を行うことができること。

兀

## 1

認定の審査を受け 所定の 認定審査申 -請書の ほ か 次に掲げる書

しなけ ば

# 別途定める様式による書類

T 役員の氏 名及び住所を記載

1 いっては、 役員が三1 (2)て ることを誓約する書類

納入証明書等 (保険料の 未納額が る証

工 三150の要件を満たしていることを誓約する書

才 事務所等の所在地等を記 た書類

管理責任者として指定する者及び本件業務に従事する講習指導員の (V) れも申請時におい て確保 (申請時 11 て、

てい

· る者

お

託開始までに確保することが決定 してい る者を含む。)

場合にお 申請時におい ては、 て管理責任者又は必要な講習指導員を確保することが 本件業務の委託 開始までに確保するため

とを誓約する旨等を記した書類

本件業務に係る施設及び教材  $\mathcal{O}$ 調達に係る書類

# 請者の様式による書類

T 法人にあっては、 定款若し くは寄附行為又はこ れ らに準ずる書類

貸借対照表、 損益計算書等の 財務諸表 (申請:  $\mathcal{O}$ 直近年の 決算報告)

ウ 組織体制、 職員の事務分掌、 職員数等の 組 概要を記 した書類

エ 県収 入証 紙の売りさばき人の指定書の 写

就業規則その他の被用者に係る勤務条件、 研修等に 関する内

者にあ その Щ 県公安委員会が 必 要と認 める書類

公庁所定の 証明書又はその写し

T 登記事項証明書 (全部事項証明書の ち、 事項

- イ 条第 項証 一項に規定する登記事項証明書をい 明書 ては、 (後見登記等に関する法律 役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録 (平成十 年法律第百五十二号) が な
- ウ 0 税額がないことに係る証明書) び地方消費税、 県税並びに市町 村税に係る納税証 明書
- 工 ⑥に該当することを証明する入札参加資格認定通知 0 写
- 管理責任者として指定する者に係る安全運転管理者等講習修 ・証書の 写し

### る条例 岡山

2

提出期間

平成二十八年十 県の休日」 (平成元年岡 月十 山県条例第二号) 日から平成二十九年一月十三日まで を除く。) 第一条第一 午前九時から正午まで及び 項に規定する岡 .山県 山 午後 0 日

## 3

後四時までの間とする。

山市北区御津中 Щ 兀 1四番地

山県警察本部交通部 運転免許課 岡 山県運転免許セ

### 4 提出方法

3の提出場所に持参の 提出すること。

### 五 認定審査申請関係書類の 配布

1

配布期間

平成二十八 月 兀 か ら平成二十九年 月六日 まで 0

## 配布場所等

(1) П

県警察本部交通部運転免許課におい カュ ら午後五時まで 配布 ( 岡  $\widehat{1}$ Ш  $\mathcal{O}$ 配 0 布期間の最終 休日を除く。) て配布する。 午 -前九時 は、 ら正午まで及び午後 午後四時まで)、

### (2)ムペ か $\tilde{O}$ ダ ウン 口

県警察の ホ ムペ から ウ 口

ムペ T ド ス http://www.pref.okayama.jp/kenkei/kenkei.htm

## (3)

封筒 (角形二号に返信先の 宛名を明記 百四 分の 切手を貼

成二十九年一月五日までの消印のあるものに限り受け付ける。)。 もの)を同封して、 四3の場所 (郵便番号七○九-二一九二) に請求すること (平

認定の審査に係る結果の通知

六

恩言の言か明明申請者に文書で通知する。

七 認定の有効期間 認定した日から平成三十年三月三十一日までとする。

問い合わせ先

くことが判明したときは、

当該認定を取り消すことがある。

岡山市北区御津中山

山県警察本部交通部運転免許課

電話(○八六)七二四一二二○○(内線五二○)

# 出具公安委員会告示第百九十一号

力を有すると認める法人の (交通法施行規則 交通法 免許試験補助事務 和三十五年法律第百五号。 (昭 0 和三十五年総理府令第六十号) 委託に 認定の審査を、 関 当該事務を行うのに必要か 次のとおり実施する。 第三十一条 第百 適切 兀  $\mathcal{O}$ 八  $\frac{1}{\mathcal{O}}$ な組織及び能 対規定によ

平成二十八年十一 月四日

公 安 員

仮免許試験補助事

業務の内容等

業務

る事項に する運転免許証の作 法第八十九条第 つい て行う運転免許試験の 項の規定による免許申請書の受理、 成及び交付並びに法第九十七条第一 事務の 仮運転免許に係るもの 項 第 法第九 号及び第三号に掲げ 項に規定

実施場所

する事務

岡山県公安委員会が 別途指定する場所

3 委託予定期間

平成二十九年 月 カュ ら平成三十年三月三十 日

認定要件

認定を受けることが できる法 人は、 次に掲げる要件  $\mathcal{O}$ 11 れ にも該当する法人とす

る。

組織要件

(1) ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。 を問わず、 これらに準ずる者を 0 *\* \ ず ń かに該当する者を役員(業務を執行する社員、 人に対 相談役、 業務を執行する社員、 顧問その 他 かなる名称を有する者であるか 執行役又はこれ 取締役、 以下同 執行役又は

成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

禁錮以上の 刑 に処せら れ その 0 執行を終わ 又はその 執行を受け

ることがなくなった日から起算して二年を経過しな

- ウ 的 るに足りる相当な理由がある者 に暴力的不法行為その  $\mathcal{O}$ 罪に当たる違法な行為を行
- 工 の規定による指示を受けた者であっ 第十二条若し て二年を経過しない 団員による不当な行為 くは第十二条の 六の  $\mathcal{O}$ 防 近等に 規定による命令又は同法第十二条の て、 当該命令又は指示を受けた日から起算 関する法律(平成三年法律第七十七号) 四第二項
- オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒
- 力 意思疎通を適切に行うことができない 心身の 障害に より、 本件業務を適正 と認め に行うに当たっ て必要な認知、 断
- (2)県内に事務所又は営業所 (以 下 「事務所等」 . ئ ئ
- (3)5 に相当する他の保険制度を含む。) 税金並びに健康保険、 厚生年金保険、 係る保険料を滞納 労働者災害補償保険及び雇用保険
- (4)がなされ は民事再生法 会社更生法 て ない (平成十 (平成十四年法律第百五十四号) 年法律第二百二十五号) に基づく更生手続開始の申立て又 に基づく再生手続開始の 申立て
- 能力要件
- (1) ることができること。 事務所等に、 本件業務を管理する者 以 下 「管理責任者」 خ ث 配置す
- (2)練を行うことができること。 本件業務に従事する被用者等に対 道路交通関係法令の 内 容に関する教育訓

認定の審査に係る手続

提出書類

認定の審査を受けようとする法 人は 定の 認定審查申請書 ほ カ

書類を提出しなければならない。

- ① 別途定める様式による書類
- ア 役員の氏名及び住所を記載した名簿

役員が三1

(1)

要件を満た

て

ることを誓約

する書類

- 入証明書等 (保険料  $\mathcal{O}$ 未納額が ない
- 1、 第二書書 2.作序署でラブリンでは作り置
- エ 三14の要件を満たしていることを誓約する書

- オ 事務所等の所在地等を記した書類
- 力 責任者として指定する者の略歴等を記載した名簿 (申請時 にお 委託開始までに確保することが決定し (申請時 にお 7 い て VI
- ② 申請者の様式による書類
- ア 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類
- 貸借対照表、 損益計算書等 財務諸表 (申請時 の直近年の決算報告)
- ウ 組織体制、 職員の事務分掌、 職員数等の組 概要を記し
- 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、 関する内
- 。 官公庁所定の証明書又はその写し
- アー登記事項証明書(全部事項証明書のうち、履歴事項証(・・・・))
- 見登記等に関する法律 る登記事項証明書をい 役員が成年被後見人又は被保佐 (平成十 一年法律第百五十二号) 人とする記録がな 第十条第一 登記事項証明書 項に規定す
- ウ 法人税、 税額がないことに係る証明書) 消費税及び 地方消費税、 県税並 び に市 村 係る納税証
- 工 管理責任者として指定する者に係る安全運転管理 者等講習修了  $\mathcal{O}$
- 2 提出書類の特例

教習所の指定を受け 認定の (3) ウに掲げる書 審査に係る申請を行 類の ている場合にあ 提出をもっ う法 人が て足りることとする。 つ 法第九 ては 所 十九条第 定  $\mathcal{O}$ 認定審査 項 の規定によ る指定自 カ

3 提出期間

る条例 後四時までの 尚 平成二十八年十 Щ [県の休 (平成元年岡 日 山県条例第二号) 日 を除く。) ら平成二十九年一月十三日まで 午前 九 項に規定する岡 正午まで及び 山 Ш 県 午後 日

4 提出場所

岡山市北区御津中山四四四番地三

県警察本部交通 (岡 転免許

5 提出方法

認 定審查申請関係書類 場所に持参の  $\mathcal{O}$ 配布

## 1

五

月 兀 カゝ ら平成二十九年 月六日まで の間とする。

## (1)

県警察本部交通部運転免許課に から午後五時まで 配布 ( 岡  $\widehat{1}$ Ш 0) 配 布期間の最終 休日を除 おい て配布する。 ら正午まで及び午後 午後四時まで)、

ホ

からの

ダウン

口

(2)ムペ . 県警察のホ ージ ア ド ス http://www.pref.okayama.jp/kenkei/kenkei.htm ジからダ

### (3)郵送配布

成二十九年一月五 もの)を同封 返信用の封筒 して、 (角形二号に返信先の宛名を明記 一日までの 消印 (郵便番号七○九-あるもの 限り受け付ける。)。 百四十円分の 九二 に請求すること

## 六 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

### 七 認定の有効期間

くことが 認定し 判明したときは、 た日から平成三十年三月三十 当該認定を取 日までとする。 り 消すことがある。 三に掲げる要件

### その

事情が生じたときは、 定自動車教習所に 査を行うことがある。 本件業務以外の この審査により認定した法人に ものに おける免許 その っいい て必要か 種類 カコ つい 0  $\mathcal{O}$ つ適切な組織及び能力があると認め 追加 て、 当該認定の の指定が行 わ れ 七の認定の有効期間 現に く認定の れ 認定

### 九 合わせ先

市北区御津中 Щ

県警察本部交通部運転免許課

(〇八六) 11100 (内線五二〇)

# 出具公安委員会告示第百九十二号

を有すると認める者 道路交通法施行規則 交通法 の委託に 和三十五年法律第百五号。 0 認定の審査を (昭和三十五年総理府令第六十号) 当該講習を行うのに必要か 次のとおり実施する 以下 法 0 適切な組織 第三十八条の三の 第百八 設備及び能力 条の二第三項 規定によ

平成二十八年十一 月四日

公 安 員

業務の内容等

認定の審査

法第百八条の二第一 項第四 八号までに掲げる講習 岡

におけるも のを除く。)

岡山県公安委員会が 別途指定する場所

3 委託予定期間

平成二十九年四 か ら平成三十年三月三十一日

認定要件

認定を受けることが できる者 は、 掲げ  $\mathcal{O}$ ħ も該当する者とする。

組織要件

(1) 道路に おける交通の安全に寄与することを目的 とする 般社 団 法 人 又 は

団法人その 他の者であること。

(2)締役、 役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認め 有する者であるかを問わ 法人にあ 執行役又はこれ とする法人でないこと(法人でない ては、 らに準ずる者をい いずれ 当該法人に対し業務を執行する社員、 かに該当する者を役員 相談役、 者にあ 0 顧問その (業務を執行する社員、 ては、 これに 他い れる者を含む。 準ずるも

成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない もの

刑 に処せら れ その 0 執行 を終わ 又はそ  $\mathcal{O}$ 執行を受け

- ることがなくなった日から起算して二年を経過しない考
- ウ 的 又は常習的に暴力的不法行為その るに足りる相当な理由がある者  $\mathcal{O}$ 罪に当たる違法な行為を行
- 工 の規定による指示を受けた者であっ て二年を経過しない 暴力団員による不当な行為 くは第十二条の 六の  $\mathcal{O}$ 防 近等に 規定による命令又は同法第十二条の て、 当該命令又は指示を受けた日から起算 関する法律(平成三年法律第七十七号) 四第二項
- オーアルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒も
- 力 意思疎通を適切に行うことができない 心身の 障害に より、 本件業務を適正に行うに当たっ と認められる者 て必要な認知、 断
- (3)県内に事務所又は営業所 (以 下 「事務所等」 という。)
- (4)に相当する他の保険制度を含む。) 税金並びに健康保険、 厚生年金保険、 係る保険料を滞納 労働者災害補償保険及び雇用保険
- (5)がなされ は民事再生法 会社更生法 て ない (平成十一 (平成十四年法律第百五十四号) 年法律第二百二十五号) に基づく更生手続開始の申立て又 に基づく再生手続開始の申立て
- 設備要件

本件業務を行 じうため に必要な施設及び教材を本件業務の履行場所に調達す ること

ができること。

能力要件

(1) ることができること。 事務所等に、 本件業務を管理する者 以下 「管理責任者」

> . う。 )

- (2)講習を行うため 受けようとするもの 次に掲げる規程に定めるところにより、 に 必要な人数 に限る。)  $\mathcal{O}$ 講習指導員を本件業務の 実施に必要な資格、 本件業務  $\frac{\Box}{1}$ 能力等を有するも 履行場所 講習の に配置す うち、 ること 認定を
- 会規程第三号) 大型車講習、 種免許に 係る応急救護 型車講習、 普通車講習、 処置講習に関 大型二輪車講習、 する規程 (平成六 年 崗 通二輪車講習及 Ш 公安委員
- 第二種免許を受け ようとする者 に対す ^る規程 平

- (平成四年岡 県公安委員会規程第五号)
- (3)本件業務に従事する被用者等に対 道路交通関係法令の 内容に関する教育訓

認 定の審査に係る手続

練を行うことができること。

兀

1

認定の審査を受け 所定の 認定審査申 -請書の ほ か 掲げる書

を提出しなけ ば

- 別途定める様式による書類
- T 役員の氏 名及び住所を記載
- (2)

法人にあっては、

役員が三1

て

ることを誓約する書類

- 納入証明書等 (保険料の未納額が る証
- 工 三150の要件を満たしていることを誓約する書
- 才 事務所等の所在地等を記した書類
- 記載した名簿 管理責任者として指定する者及び本件業務に従事する講習指導員の (いず れも申請時におい て確保 てい · る者 (申請時 お 11 て、

託開始までに確保することが決定してい

る者を含む。)

- 場合にお とを誓約する旨等を記した書類 申請時におい ては、 て管理責任者又は必要な講習指導員を確保することができな 本件業務の委託 開始までに確保するため

本件業務に係る施設等

 $\mathcal{O}$ 

調達に係る書類

- 請者の様式による書類
- T 法人にあっては、 定款若し くは寄附行為又はこれ らに準ずる書類
- 貸借対照表、 損益計算書等の 財務諸表 (申請:  $\mathcal{O}$ 直近年の決算報告)
- ウ 組織体制、 職員の事務分掌、 職員数等の 概要を記
- 工 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、 等に関する内部
- ・者にあ っては、 その 他岡 山 県公安委員会が 必 要と認める書類

公庁所定の

証明書又はその写し

- T ては、 登記事項証明書 (全部事項証明書のうち、 履歴事項証明書)
- 役員が 成年被後見人又は被保佐人とする記録が ない 旨

条第 記事 項証明 項に規定する登記事項証明書をいう。) (後見登記等に関する法律 (平成 + 年法律第百五十二号) 第十

- ウ 税額が ことに係る証明書) 地方消費税、 県税並び に市 町 村税に係る納税証
- 管理責任者とし て指定する者に係る安全運転管理者等講習修 証書 0
- 習所の指定を受けて 認定の審査に係る申請を行う者

2

提出書類の特例

(3) ウに掲げ る書類の 提出をもっ る場合にあ て足りることとする が法第九 0 十九 所定 条第一 の認定審査申請書 項 0 規定による指定自動 ほ か

る条例

3

提出期間

後四時までの間とする。 平成二十八年十 山 県の休日」 (平成元年岡 山県条例第二号) 日 ら平成二十九年一月十三日まで 第一条第一 午前九日 時から正午まで及び 項に規定する岡 Ш 山 午後 0 休 日 日

山市北区御津中 Щ 四番地三

山県警察本部交通部運転免許課 岡 山県運転免許セ

5

認定審査申請関係書類の 提出場所に持参の

1 配布

五

平成二十八 月 か ら平成二十九年 月六日まで  $\mathcal{O}$ 

- 配布場所等
- (1)П

県警察本部交通部運転免許課にお カュ ら午後五時まで 配布 ( 岡  $\widehat{1}$ Щ  $\mathcal{O}$ 配 布 休日を除く。) 期間の最終 1 て配布する。 午 九 は、 ら正午まで及び午後 午後四時まで)、

(2)ホ ムペ から  $\tilde{O}$ ダウ 口

県警察の ホ ムペ から ウ 口

ア ド ス http://www.pref. okayama.jp/kenkei/kenkei.htm

## (3)

成二十九年一月五日までの もの)を同封 返信用の封筒 して、 (角形二号に返信先の宛名を明記し、 四4 消印 (郵便番号七○九-二一 あるものに限り受け付ける。)。 九二 百四十円分の切手を貼った に請求すること(平

六 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

七

認定の有効期間

くことが判明したときは、 認定した日から平成三十年三月三十一日までとする。 当該認定を取 ŋ 消すことがある。

審査を行うことがある。 件業務以外のもの 自動車教習所における免許の たな事情が生じたときは、 この審査によ り認定した者に つい て必要か その者か 種類の つい つ適切 追加 な組織、 当該認定の の指定が行われたときその 設備及び能力があると認め 当該新たな事情に基づく認定の 他現に認定し

九

山市北区御津中

.県警察本部交通部運転免許課

(内線五二〇)

# ◎岡山県公安委員会告示第百九十三号

道路 百八条の二第三項並びに道路交通法施行規則 交通法 人の認定の審査を、 当該講習及び検査を行う 四の二及び第三十八条の三の規定により、 和三十五年法律第百五号。 0 とおり実施する。 のに必要か つ適切 以下 (昭 法」 分な組織、 高齢者講 和三十五年総理府令第六十号) 設備及び 認知機能検査等の 能力を有すると認

平成二十八年十一月四日

岡山県公安委員

## 二、業务の勺容等

高齢者講習、認知機能検査及び特定任意高齢者講習

認定の審査に係る業務

## 一業務の内容等

業務の

- (1) 改正する法律 いう。)第百一条の七 法第百八条の二第一項第十二号の規定による高齢者講習 (平成二十七年法律第四十号) 第 五 項 の規定による通知を受けた者に対し による改正後の法 (道路交通法 。 以 下 われるも 「新法」と  $\mathcal{O}$
- (2)法第百八条の二第二項の規定による特定任意高齢者講習
- (3)検査 法第九十七条の二第一 (新法第百 条の 七第二項の 項第三号イ及び第百一 規定に よる通知を受けた者に対 条の 四第二項に規定する認知機能 て行
- 実施場所

岡山県公安委員会が別途指定する場所

3 委託予定期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

## 三 認定要件

認定を受けることが できる法 人は、 次に掲げる要件  $\mathcal{O}$ V れ にも該当する法人とす

る。

## 組織要件

(1) 寸 道路に 法 人その おける交通の安全に寄与することを目的 0 法 人であること。 とする 般社団法 人又は

- (2)ずる者と同  $\mathcal{O}$ ず かに該当する者を役員 支配力を有すると認めら 対 し業務を執行する社員、 相談役、 顧問その (業務を執行する社員、 他 れる者を含む。 11 かなる名称を有する者で 執行役又はこれ 取締役、 以下同 又は
- 成年被後見人若し くは被保佐人 又は破産者で復権を得な
- ることがなくなった日から起算し 禁錮以上の に処せられ、 その 刑の執行を終 て二年を経過 わ 又はそ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 執行を受け
- ウ 集団的 おそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者 又は常習的に暴力的 不法行為その 他の罪に 当たる違法な行為を行
- 工 の規定による指示を受けた者であっ 第十二条若しくは第十二条の六の て二年を経過しない 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号) 規定による命令 て、 当該命令 又は指示を受け 又は同法第十二条の 四第二項 から起算
- オ コ 麻薬、 大麻、  $\lambda$ 又は 覚醒 剤  $\mathcal{O}$
- 力 意思疎通を適切に行うことができない 心身の障害に より、 本件業務を適正に行うに当たっ と認め て必要な認 知
- (3)県内に事務所又は営業所 (以 下 「事務所等」 . う。 ) を有していること。
- (4) に相当する 税金並びに健康保険、 他の保険制度を含む。) 厚生年金保 に係る保険料を滞納 労働者災害補償保険及び雇用保険
- (5)がなされ は民事再生法 会社更生法 T ない (平成十 (平成十 兀 年法律第二百二十五号) 年法律第百五十四号) に基づく更生手続開始の申立て又 に基づく再生手続開始の 申立て
- 2
- 本件業務を行 じうため 要な施設及び教材を本件業務の 場所に調達す ること

3

能力要件

- (1) ることができること。 事務所等に、 本件業務を管理する者 以 下 「管理責任者」 う。 ) を 配置す
- (2)掲げる規程に定め るところに より、 本件業務の 実施に 必要な資格、 能力等

履行場所に配置することが を有するもの 導員並び て高齢者講習及び特定任意高齢者講習を行うために必要な人 知機能検査を行うため できること。 に必要な人数の 検査員を本件業務

- 高齢者講習に関する規程 (平成十年岡 山県公安委員会規程第七号)
- 特定任意高齢者講習に関する規程(平成十四年岡山県 公安委員会規程第九号)
- 認知機能検査に関する規程 (平成二十一 年岡 県公安委員会規程第四号
- 工 認知機能検査員講習に関する規程 (平成二十一 年岡山県公安委員会規程第三

(3)本件業務に従事する被用者等に

練を行うことができること。

対

道路交通関係法令の

内容に関する教育

1

提出書類

認定の審査に係る手続

認定の審査を受けようとする法 人は 所定の認定審査申 ほ カコ 掲げ

- 別途定める様式による書類
- ア 役員の氏名及び住所を記載

 $\mathcal{O}$ 

ることを誓約する書類

- ウ 納入証明書等 役員が三1(2) (保険料の未納額が てい ことに係る
- 工 三155の要件を満たしていることを誓約する書
- 事務所等の所在地等を記 した書類
- 力 員の 管理責任者として指定する者並びに本件業務に従事する講習指導員及び検査 略歴等を記載し た名簿  $\widehat{V}$ ずれも申請時に お て確保し

お

委託開始までに

確保することが決定し

る者を含む。)

- 画 確保することを誓約する旨等を記 おい 場合にお て管理責任者又は V ては、 本件業務の委託 必要な講習指導員若し した書類 開始までに くは検査員を確保する 確保するため
- 本件業務に係 る施設等 0) 調達に係る書類
- (2)
- T 定款若しくは 寄附行為又はこれらに準ずる書類
- 損益計算書等 財務諸 表 (申請時 直近年の

- ウ 制 職員の事務分掌、 職員数等の 組織  $\mathcal{O}$ 概要を記 た書
- その他の被用者に係る勤務条件、 研修等に関する内 部

工

- (3)官 公庁所定 証 明書又はその写し
- ア 登記事項証明書 (全部事 項証明書の 履歴事項 証 明
- 見登記等に関する法律 る登記事項証明書をい 役員が成年被後見人又は被保佐 (平成十 一年法律第百五十二号) 人とする記録が 第十条第一 登記事項証明書 項に規定す
- ウ 税額がない 消費税及び地方消費税、 ことに係る証明書) び に市町 村税に係る納 税証
- 工 管理責任者として指定する者に係る安全運転管理者等講習修了 証書  $\mathcal{O}$

2

提出書類の特例

及び(3)ウに掲げる書 教習所の指定を受け 認定の審査に係る申請を行う法 類の提出をも ている場合にあ 人が 0 て足りることとする。 0 法第九 ては、 十九 所定の認定審査申 条第 項 の規定によ る指定自動車 か

3 提出期間

る条例 岡山 後四時までの間とする。 平成二十八年十 『県の休 (平成元年岡 E 山県条例第二号) 日 を除く。) ら平成二十九年一月十三日まで 午前九時から正午まで及び 項に規定する岡 Ш 山 県 午後 0 休 日

岡山市北区御津 Щ 兀 四番地三

山県警察本部交通部運転免許課 ( 岡 山県運転免許

5

4の提出場所に持参の

配布

五. 認定審査申請関係書類の

1

配布

平成二十八 月 四 か ら平成二十九年 月 六日 まで 0)

- 2
- (1) 口配布
- 配布 日 を除 午 前 九 ら正午まで及び午後

### 平成28年11月4日 第11836号 岡山県公報

八

県警察本部交通部運転免許課におい から午後五時まで  $\widehat{1}$ の配布期間の最終日に て配布する。 ては、 午後四時まで)、

(2)のダウンロ

山県警察の

ージアドレ ス http://www.pref.okayama.jp/kenkei/kenkei.htm

(3)

郵送配布

成二十九年一月五日までの消印 もの)を同封して、 返信用の封筒 (角形二号に返信先の宛名を明記し、 (郵便番号七○九-二一 のあるものに限り受け付ける。)。 九二 百四十円分の切手を貼った に請求すること(平

六 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

七

認定した日から平成三十年三月三十 認定の有効期間 当該認定を取り消すことがある。

一日までとする。

山市北区御津中

県警察本部交通部運転免許課 (内線五二〇)